

令和5年4月14日

保護者各位

塩釜第二中央幼稚園

施設型給付費(無償化)の認定区分等の変更申請について

日頃、本園の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
各市町村より、変更申請について保護者の方々への周知依頼がありましたので、ご連絡致します。

今後、変更申請が必要な際は必ず幼稚園又は各市町村の担当課までご連絡下さい。

○変更手続きが必要な場合

(1)保育を必要とする事由に該当しなくなった場合

(2)保護者が保育を必要とする事由(別紙参照)に該当し、預かり保育を利用する場合
※新2号認定又は新3号認定の申請

(3)上記以外の内容変更
住所変更、氏名変更等

※保育を必要とする事由は、市町村により多少異なりますので在住の市町村の一覧
をご覧ください。

※変更申請が生じる場合はお早めにご連絡下さい。

※書類の提出が遅れますと認定の変更の時期がずれる場合もございますので、
ご注意ください。

ご不明な点等ございましたら幼稚園までご連絡ください。